

第1回 北見市行財政改革委員会【発言要旨】

- 開催日：平成28年8月1日（月）
 - 開催場所：北見市北二条仮庁舎3階 庁議室
 - 開 会：午後2時00分
 - 閉 会：午後4時00分
-

○ 委員会次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介
5. 委員長及び副委員長の選出について
6. 行財政改革大綱策定に係る諮問
7. 報告事項
 - (1) 北見市行財政改革委員会設置要綱について
 - (2) 北見市行財政改革大綱の策定スケジュール、進行管理及び推進体制について
8. 協議事項
 - (1) 第2次北見市行財政改革大綱（素案）について
9. その他
 - (1) 配布資料（事前配布）の説明
 - (2) 第2回北見市行財政改革推進委員会の日程について
 - (3) その他

□配布資料【議案綴込み】

- 資料1 北見市行財政改革委員会設置要綱
- 資料2 行財政改革大綱策定スケジュール等
- 資料3 北見市行財政改革推進委員会名簿

□配布資料【当日配布】

北見市行財政改革大綱（素案）【別冊】

□別冊資料集【事前送付】

北見市行財政改革委員会資料集

出席者委員（9名）

石山茂実 委員、内島典子 委員、川江勲 委員、北川正美 委員、北山 毅 委員、竹中秀之 委員、西野寛明 委員、道下 忠 委員、宮本幸喜 委員

欠席者委員（1名）

伊藤めぐみ委員

事務局

辻市長、浅野目企画財政部長、船戸企画財政部次長、工藤行財政改革主幹、金子財政課財務係員

会議要旨

1. 開会

○浅野目企画財政部長

【開会あいさつと自己紹介】

本委員会の委員長及び副委員長が選出されるまでの間、会議の進行を私が務めさせていただきます。

続いて委員会次第2、委嘱状の交付です。市長より委員の皆様を順次回り委嘱状を交付させていただきますので、その場にてご起立の上、お受け取り願います。

2. 委嘱状交付

【市長より各委員へ委嘱状交付】

3. 市長あいさつ

○浅野目企画財政部長 続いて、次第3、開会にあたり市長よりご挨拶いたします。

○辻市長 本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。「北見市 行財政改革委員会」の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、市政の推進に対しまして、深いご理解とお力添えを賜り、心より感謝申し上げますとともに、当委員会委員を、お引き受けいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、北見市では、平成18年3月の合併を契機に、行財政改革の取り組みの指針であります「行財政改革大綱」を策定し、この10年間、取り組みを推進してまいりました。

現行の大綱につきましては、今年度をもって推進期間が終了となりますことから、第2次大綱の策定に向けまして、皆様からのご意見を頂戴いたしたく、当委員会設置の運びとなったものでございます。

皆さんもご承知のとおり、長引く景気の低迷による需要の減少などから、民間企業では、生産拠点の集約化や、規模の縮小を余儀なくされるなど、国民生活にも大きな影響が生じております。

このことは、地方公共団体においても例外ではなく、当市におきましても、社会保障費など、歳出の増加はじめ、市財政の歳入と歳出のバランスを保つことに大変苦慮している状況であります。

また、今日の財政状況を考えたとき、今後も、すべての事業やサービスを維持していくことは極めて困難であると言わざるを得ず、時代に則した真に必要な行政サービスを選択し、事業のスリム化を図る必要がございます。

これら行財政改革の基本となります行革大綱の策定に向けましては、概ね4回程度、当委員会での協議をいただき、答申をまとめていただくこととなります。

市といたしましては、今後の10年間を見据えた中で、希望が持てる未来の北見市の姿を創造できるように、進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、幅広い見地から、忌憚のないご意見や、ご提言をいただきたく、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、委員会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ます。

4. 委員自己紹介

○浅野目企画財政部長 本日は第1回目の会議ですので、委員の皆様より自己紹介をいただきたいと思います。石山委員より順にお願いいたします。

【各委員自己紹介（五十音順）】

石山 茂実委員

内島 典子委員

川江 勲委員

北川 正美委員

北山 毅委員

竹中 秀之委員

西野 寛明委員

道下 忠委員

宮本 幸喜委員

○浅野目企画財政部長 ありがとうございます。なお、本日、公募の伊藤めぐみ委員につきましては、所用により欠席される旨のご連絡をいただいております。

続きまして、事務局を担当する職員の自己紹介を致させます。

【事務局職員自己紹介】

船戸企画財政部次長

工藤行財政改革主幹

金子財政課財務係員

○浅野目企画財政部長 次に会議の成立について、事務局から報告いたします。

○事務局 会議の開催に当たりましては、北見市行財政改革委員会設置要綱第5条第

2項の規定により、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、10名中、9名の委員のご出席であり、会議が成立していることをご報告申し上げます。

5. 委員長及び副委員長の選出について

○浅野目企画財政部長 続いて次第5、「委員長及び副委員長の選出について」です。北見市行財政改革委員会設置要綱の第4条によりまして、委員長及び副委員長、各1名を委員の互選により定めることとなっておりますが、選出方法について委員皆様からご意見をお願いします。

○北山委員 事務局案があればお示し願います。

○浅野目企画財政部長 ただいま、事務局案があるのかというご意見ございました。その他にご意見はございますか。なければ、事務局に案があれば、示すという事でよろしいでしょうか。

○委員 よし。

○浅野目企画財政部長 それでは、事務局案があれば示してください。

○事務局 事務局といたしましては、委員長を北見工業大学の内島委員に、副委員長を北見信用金庫の宮本委員にお願いしたいと考えております。

○浅野目企画財政部長 事務局から委員長に内島委員、副委員長には宮本委員のお名前が出されましたが、いかがでしょうか

か？

○委員 異議なし

○浅野目企画財政部長 事務局案の承認をいただきましたので、決定とさせていただきます。

それでは、内島委員長、宮本副委員長には前方の方に席を移動していただき、委員長からご挨拶をよろしく願いいたします。

○内島委員長 内島でございます。ご指名をいただきましたので、本委員会の進行や取りまとめに精一杯務めさせていただきます。委員皆様のご協力をよろしく願いいたします。

6. 行財政改革大綱策定に係る諮問

○浅野目企画財政部長 ありがとうございます。

続きまして、市長から委員会に大綱策定に係り諮問をさせていただきます。

内島委員長はテーブルの前方にお進みいただき、諮問書をお受け取り願います。

○辻市長 北見市行財政改革大綱の策定について。

本市では、平成18年3月の1市3町による合併を契機に、新北見市の行財政改革の指針となる「第1次北見市行財政改革大綱」を平成19年4月に策定するとともに、大綱を具体的に推進すべく、前期・中期・後期の推進計画に基づき、各種の取組に邁進してまいりました。

この間、我が国の人口は減少へ転じ、加速する少子高齢化や長引く経済の停滞など

社会経済情勢が大きく変化する一方、ライフスタイルの変革などによる市民ニーズの多様化が進展しています。こうした中、地方自治体においては時代に即応した持続可能な行財政運営が求められています。

今般「第1次北見市行財政改革大綱」の推進期間が終了するにあたり、引き続き行財政改革を推進致したく、平成29年度からの10年間の推進期間とする「第2次北見市行財政改革大綱」の策定について、貴委員会に諮問いたします。

○浅野目企画財政部長 ただいま、諮問書を委員長にお渡しいたしました。

委員皆様には、諮問書の写しをお手元に配布させていただきます。

これから先は、委員長に議事の進行をお任せいたしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、市長はこの後、他の用務がございますのでここで退席いたしますので、ご了解願います。

[市長退席]

7. 報告事項

(1) 北見市行財政改革推進委員会設置要綱について

(2) 北見市行財政改革大綱の策定スケジュール、進行管理及び推進体制について

○内島委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

委員会次第の7「報告事項」です。

議案書2ページ

(1)北見市行財政改革委員会設置要綱につ

いて

(2)北見市行財政改革大綱の策定スケジュール、進行管理及び推進体制についてを一括して事務局より報告してください。

○事務局 委員会資料2ページ、「北見市行財政改革推進委員会設置要項について」でございます。5ページでございます、資料1をご覧くださいと思います。

第1条では、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして、効率的な市政の実現を推進することを目的に、本委員会を設置するものとしております。

第2条は、所掌事務を規定しており、「行財政改革大綱の策定に関する事項」、「その他の行財政改革の推進に関する事項」について、市長の諮問に応じて調査審議を行い、必要があるときは市長に意見を述べるができる、としております。

第3条は、組織を規定しており、委員数は10人以内としております。

第4条は、委員長及び副委員長について、

第5条は、会議の招集、会議の成立を規定しております。

第6条は、設置期間を規定しております。

具体的には、本日より、諮問した事項の調査審議が終了し、市長に答申がされる日までの設置となります。

第7条では、委員会の庶務は企画財政部であることを規定しております。

続きまして、(2)の「北見市行財政改革大綱の策定スケジュール、進行管理及び推進体制について」ご説明いたします。

資料2としまして6ページでございます図をご覧くださいと思います。

三段書きになっておりまして、一番上が本委員会、中段が市長をトップとする市の本部会議でございます。この組織については後ほどご説明申し上げます。そして三段目が議会となっております。

最上段8月の部分でございますが、本日、第1回目の委員会が開催され、市長の諮問に基づき大綱策定の調査、審議に入るところでございます。概ね月に1回程度のペースでご審議いただき、今年の11月を目途に答申をいただけるよう、進めていただければと考えております。

答申を頂戴したのち、議会報告とパブリックコメントを実施し、来年2月頃までに大綱を策定して参りたいと考えています。

また、大綱に基づき具体的な取組内容を整理した推進計画を作ることとなりますが、本委員会のご審議の過程において頂戴したご意見、ご提言などを取り入れながら、大綱策定作業と同時進行で進めて参りたいと考えております。

次に、7ページの図をご覧くださいと思います。

北見市における行財政改革の進行管理と推進体制を模式的に表した図でございます。

左側に、本委員会、右側に、行財政改革の推進母体であります、市長を本部長とする「北見市行政評価・行財政改革推進本部」の組織構成、所掌する事項を記載しております。

左側ですが、本日、市長から本委員会に行財政改革大綱の策定について諮問がされましたので、これから調査、審議をいただき「大綱案」として、市長に答申をいただきたいと存じます。

市長は、大綱案を「推進本部」に報告し、委員会からの答申に基づく大綱素案、提言・意見などを基に、一番下にございます、「北見市行財政改革大綱」「推進計画」を策定することとなります。

進行管理につきましても、右側の点線で囲まれた推進本部におきまして、毎年度取組の進捗をチェックし次年度に反映していくこととなっております。

以上です。

8. 協議事項

(1) 北見市行財政改革大綱（素案）について

○内島委員長 ただ今、事務局から報告がありました。何かご質問等がありますか。質問事項がないようですので、次に移りたいと思います。

それでは、次第8の「協議事項」に入ります。

議案書 3 ページの(1)北見市行財政改革大綱（素案）について、事務局より説明してください。

○事務局 諮問書に合わせてお配りいたしました、北見市行財政改革大綱（素案）をご覧ください。

内容に先立ち、素案の考え方等についてご説明申し上げます。

行財政改革に対する基本的な考え方や取組項目については、時代を問わず普遍的なものが多く、第2次大綱については現行の第1次大綱から多くの部分を引き継ぐべきと考えております。

一方で今日的な課題や国が進める施策の変化など、新しい動きについても配慮しな

ければなりません。

こうしたことから、全くのゼロベースから新たに大綱を作り上げるのではなく、現行の第1次大綱をベースに、市として考え得る今日的な課題なども盛り込み、整理したものを素案としてお示ししました。

これをたたき台として、民間或いは市民の目線でのご審議を通じて、新たに加えるべき項目、或いは改めるべき部分などを整理し、最終的に「大綱案」として取りまとめのうえ、答申をいただきたいと考えております。

それでは内容の説明に入ります。表紙の裏の目次をご覧ください。

行財政改革大綱（素案）は、「はじめに」のほか、5つのセクションと用語解説から構成されております。

各セクションについて簡単にご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

「はじめに」では、我が国を取り巻く状況などの概説、合併後の北見市の状況や今後の見通し、そして最後の段落で、行財政改革に今後も一層取り組んでいく決意により構成されております。

続いて2 ページをご覧ください。

1の「行財政改革の背景」について、カッコ1では、地方分権以降の国と地方の動向や、少子高齢化が加速する一方で住民ニーズが多様化してきている今日的な課題について、また、カッコ2では、北見市の状況について、合併に伴う算定方法の変更により普通交付税が段階的に減少し、今後5年間、毎年5億円程度の収支不足が発生すること、更には人口減少の見通しを考慮し、大幅な事業見直しの必要性に言及し、

カッコ3では、第1次大綱の成果について、累計でおよそ218億円の財政効果があったことが記載されています。

続いて3ページの下段より、4ページにかけては「行財政改革の考え方」についての概説として、合併後10年が経過する中で、事務事業の効率化や組織のスリム化など、いわゆる「量的な取組」が一定程度進んでおり、今後はこうした部分から大きな効果を生み出すことは難しく、今後は職員の資質向上などの「質的な取組」に注力していくことが必要であり、併せて、地域コミュニティが行政サービスの担い手となるような公共サービスの新たな仕組みづくりや、人的資源を重点施策へ投入することの必要性について記述しております。

続いて、4ページ 中ほどより上、3の行財政改革の基本的な方針ですが、

大綱は二つの基本的方針により構成されております

基本的方針1「市民とともに時代に即した質の高い行政サービスを目指します」における推進の視点としましては、公共サービスの担い手として、地域の様々な主体が参画する仕組みを創りだすほか、人材育成を通じて職員の政策形成能力などを向上させ、それら職員を重点施策に集中的に配置するとともに、職員の意欲の喚起を図りつつ、ICTなども活用しながら市民サービスの向上を図るといった項目で構成されています。

続いて5ページの 基本的方針2「持続可能な財政基盤を確立します」 では、財政収支の均衡を図りつつ財政健全化に取り組むほか、有効性や効果の検証を通じた事務事業の取捨選択、また市民との情報共有

について一層取り組むこととしております。

続いて5ページ中ほどの 4. 行財政改革の具体的取組 につきましては、ただ今申し上げた、2つの基本的方針に基づき取組む項目を列挙するものであります。

個別の詳細な取組メニューについては、今後策定する推進計画の中で練り上げていくこととなりますが、ここではそれらの取組を包括的な表現により整理しています。

各項目については、基本的に第1次大綱を踏襲しつつ、考え得る取り組みを網羅しており、現行推進計画の進捗状況も踏まえたものになっています。

主要な部分について簡単にご説明申し上げます。

5ページの4(1)の①地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化と市民参画の推進 では

事務事業のゼロベース査定や民間委託等の推進、PPP/PFI手法の適切な活用、市民参画と新しい公共の理念に基づく住民自治の推進 についての記載であります。

6ページの ②市民意見の市政への反映 では、市民と行政の情報共有の在り方として、公募委員の積極的登用のほか、情報公開やパブリックコメントへの取組についてまた、③公正の確保と透明性の向上 として、情報公開やオンブズマン制度の適切な運用のほか、外部監査制度の検討など、一層の行政の透明性の向上と監査機能の充実についての記載となっています。

続いて ④電子自治体 の推進ではICT技術を活用した事務の効率化、市民の利便性向上などに関する事項として、マイナンバーカードを活用したサービス等につい

での研究、「自治体クラウド」についての検討などを記載しております。

つづいて7ページ

⑤行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織、⑥人事評価制度の活用と人材育成の推進⑦職員定員及び給与の管理

では市の組織体制の整備、強化、人事評価制度をはじめとする職員の意欲喚起や人材育成、職員数の適正化や給与制度についての適宜見直しなどについての項目であります。

7ページ下段の基本方針の2番目「持続可能な財政基盤を確立します」では

①経費の節減合理化等財政の健全化として、抜本的な歳出削減や歳入確保策などによる、「歳入に見合った」財政構造への転換

8ページの②補助金等の整理合理化では補助事業の必要性などの検証と適正な執行

③歳入の確保では従前の取組のほか、ネーミングライツや新たな広告媒体の検討など、積極的な自主財源の確保について

④公共工事、入札・契約制度の改革では工法や資材の選定時から、施設のライフサイクルコストを想定した取り組みのほか、入札・契約制度の適宜見直し

⑤公共施設マネジメントの推進では公共施設の最適配置や公共施設の予防保全について

⑥として公営企業の経営健全化への取り組みとなっております

続いて、9ページをご覧ください。中段 5行財政改革の進め方 について

第2次大綱の推進期間が平成29年度から38年度までの10年間であることのほか、本部会議が中心となり、全庁的に取り組む

とともに、適宜市民への情報提供を行うこととしております。

10ページ以降は用語解説として、市民の皆様幅広くご覧頂くことを前提に掲載するものであります。

素案についての説明は以上です。

○内島委員長 事務局から説明がありました。先ほど委員の手元に配られたばかりですので、この後すぐに素案の中身について議論する、ということではなく、次回以降本格的に審議する、といったイメージで良いのでしょうか？

○事務局 はい

○内島委員長 主に4の具体的取組の内容について審議していくものと思います。

素案についてのご質問はございますか？

○西野委員 第1次大綱を踏襲するということですが、この進捗についてはお示しいただけるのでしょうか？

○事務局 この後、議題9の中で、現行大綱の検証についてご説明いたします。

○川江委員 「質の高い行政サービス」を展開するにはコストが必要であり、財政を圧迫します。健全財政の観点からはむしろサービスを落とすというような考え方はないのでしょうか？

○内島委員長 内容についての具体的なご意見を頂戴しましたので、今後の議論に加えていきたいと思っております。この件に関し、

事務局から何かありますか。

○事務局 ただ今のご意見について、質を上げるとコストがかかるということは、ご指摘の通りです。この記載の意図としては、例えば今まで市が担っていた業務の一部をNPO や市民の皆さんにお願いすることで産まれる人材や財源を別の分野に投入することで質を高める、という意味ですが、誤解を招かないような表現に心がけたいと思います。

○川江委員 今後の人口減少を考えたとき、10年先を考えるならば別の分野に投入していく余裕が本当にあるのか。市民ニーズが拡大する中では現実的ではないような気がします。

○内島委員長 具体的な取組に関して、個別に議論していきたいと思います。ほかにご質問ございますか。今日渡されたばかりですので、次回以降の議論の中で改めてご意見等頂戴できればと思います。続いて次第の9、「その他」に入らせていただきます。議案書4ページ(1)の事前配布資料の説明について事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず資料1、現行の大綱関係の資料についてご説明をいたします。

第1次大綱も先ほど説明した大綱素案と同じ構成となっており、北見市を取り巻く背景などの現状認識に始まり、そのための大まかな方針、そして具体的な取組の方向性の記載となっています。

大きな違いとしては、第1次大綱と比較

して、第2次大綱では質の行革にシフトしている点といえます。

また、大綱の策定に合わせて、推進本部（市内部組織）において、計画期間の10年を4年・3年・3年と三分割し、前期、中期、後期として、それぞれの推進計画を策定しております。

前期計画書4ページをご覧ください。大綱が掲げる基本方針に沿った形で取組を位置づけしており、前期計画では64項目について取り組んだところです。

それぞれの項目については、5ページのように現状を踏まえたうえで、実施内容とスケジュールを立てて取り組むこととしております。

支出を抑制するため事業等の廃止を検討するほか、民営化などの項目もありますが、市民サービスの向上のために逆にお金をかけるような項目、例えば13ページの24番のようなものもございます。

これらの進捗を毎年、ヒアリングにより実施し、当初のスケジュール通り進んでいるかチェックし、進んでいない場合には対処方策などを検討しているところです。

取組終了後には検証を行い、その結果について公表既に終了している計画については検証結果を報告書として取りまとめております。

前期検証結果の2ページをご覧ください。カッコ4の達成状況のように分類しています。

4ページをご覧ください。一部実施できたが継続して取り組むという項目については、右欄には実施の状況を記載し今後、どのように取り扱うのかを整理しており、必要に応じて次の推進計画に引き継ぐこと

としています。このほか、14 ページによる取り組み内容を変更、あるいは統合するなどして継続して取り組む項目などについても、その理由や変更の方法を実施状況の欄で整理しつつ次の計画に引き継いでいます。

こうした推進計画の構成や検証結果を踏まえ次の計画に引き継いでいくという基本的な方針は、第2次大綱についても同様に進めていく考えです。ただし、これまでの4年・3年・3年という変則的な3期構成ではなく、この後ご説明する中期財政計画の対象期間である5か年という部分も意識した中で、前期5年、後期5年としたい、と考えています。

○事務局 続いて資料2、財政状況関係のご説明をいたします。

まず、資料の1ページでは、この計画策定の目的や位置づけなどを記載しております。

2ページに記載のとおり、この計画の「期間」については、平成28年度から平成32年度までの5か年計画としております。

次に、4の「推計の前提等」として、後年度以降における伸び率を0パーセントとして試算しました。

次に、資料5ページから10ページにかけて、歳入につきましても、市税、地方交付税、地方債など、また、歳出につきましても、人件費、公債費、投資的経費など、それぞれの条件に基づき、試算をしております。

歳入歳出の試算の結果を総括したものが、11ページの収支見通し総括表となっております。

最下段の収支再差引のF欄をご覧ください。平成29年度以降、約4億から5億の収支不足を見込んでいるところであります。

次に、13ページをお開き下さい。

「第3章収支不足の対処方策」についてご説明させていただきます。

先ほどの「財政収支見通しの推計」の収支不足に対応するため、平成26年2月に策定しました行財政改革推進計画（後期）などの財政健全化の取り組みを着実に実施するなど、行財政改革の推進を図ることとしているところであります。

具体的な対処方策の内容は、「2対処方策の内容」に、全15項目を掲載しております。

○事務局 続いて資料3 職員数関係でございます。

3-1は職員数が合併の平成18年度以降、どのように推移しているか、一覧にまとめたものでございます。

平成18年度に対する平成27年度の増減について、普通会計の職員数は11.9%、121人、総数では、17.0%、205人が減少しております。

次に、平成28年度以降の定年退職予定者数を纏めております。

北見市と消防組合を合わせると平成37年度までの総数は290人となっております。団塊の世代が大量に退職した過去10年間のおよそ半分となっております。

続きまして、資料3-2-1、3-2-2としてA3版の裏表に北見市の組織機構図を掲載しております。

○事務局 続いて資料4、まちづくり協議

会及び合併検証の経過関係の資料についてご説明をいたします。

資料の4の1ページをご覧ください。

自治区の設置については、市の最高規範である「まちづくり基本条例」や「自治区設置条例」に謳われております。

自治区は、個性豊かで活力ある地域社会の実現に向けて設置され、総合支所、自治区長及びまちづくり協議会を置き、自治区の振興を行っております。

表の右側には、総合支所・教育事務所等で行っている主な業務を記載しております。

資料の4の2ページをご覧ください。

まちづくり協議会についてですが、地域住民が自治区に関する事項について協議を行うとともに、住民が行政に参加することを目的とし、平成18年度に設置されました。

平成27年度の協議内容ですが、市民が自ら考え、自ら実践するまちづくり活動に補助を行う「まちづくりパワー支援補助金の審査」や「道の駅」など地域の課題等について、協議・検討を行いました。

また、合併検証についてですが、現在、表の下段にあります、合併10年の検証を進めており、合併検証本部会議や合併外部検証会議において、市民アンケートの結果分析等の作業を行っております。

○事務局 最後に資料5、地方の行財政改革に係る国の指針についてご説明をいたします。

別冊の「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」という資料をご覧ください。

平成27年8月に総務大臣より、この通知が全国の自治体にございました。

端的に申し上げますと、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託やクラウド化などの業務改革の推進に努めるよう、という内容です。

いくつかのポイントについてご説明いたしますが、まずは地方公共団体においては今後、BPRの手法を活用せよ、という部分です。簡単に申し上げますと事業全体の内容や流れを分析し、最適となるよう再設計することであり、これまでの慣例や前例等にとらわれることなく、ゼロベースで業務の進め方が改善されることが期待できます。

これに併せてICTを徹底的に使うことで、人的な資源を創り出すことが可能となり、そこで産まれた人材を重要施策に集中させることが必要である、といった内容となっております。こうした考え方は先ほどご説明した大綱素案にも盛り込まれているところです。

以上です。

○内島委員長 事務局から大変多くの資料について説明がありました。今後、これらの資料を基に大綱素案の議論を進めていくことになろうかと思えます。

ボリュームが大きいので、項目ごとにご質問をお受けしていきたいと思えます。

まずは現行大綱・推進計画について如何でしょうか？

○西野委員 収支見通しなどの説明から、過去10年間の取組において一定の成果があったと理解しました。今後、毎年4~5億円の収支不足が見込まれるという説明でしたが、具体的にどのように対処していく

のでしょうか。

○事務局 中期財政計画の中で 4~5 億円の収支不足という数字が出て参ります。これまで事務改善や基金の運用で対応し、若干の黒字で決算できましたが、今後は厳しい状況を迎えると考えています。

については、この行革大綱のほか使用料の見直しなど、現在掲げているものを着実に進展していくことで、収支がゼロとなるよう対処していきたいと考えています。

○西野委員 歳出を抑える部分に比べて、歳入を増やしていくという項目が薄いように感じます。

○事務局 市の大きな歳入として市税と地方交付税の二つが挙げられます。市独自の税をかけることは制度上難しいことから市保有の遊休資産の売却のほか、使用料手数料の見直し、広告収入の拡大、ふるさと納税などについても取組んでいるところです。

○西野委員 歳入を増やすための選択と集中として、例えば産業振興などへの税の投資に対する回収の部分など、検証の余地があるように思います。

○内島委員長 その点についても議論していきたいですね。

○西野委員 素案の中で歳入についての記載がもう少し踏み込んだものでも良いように感じています。

○内島委員長 そのほかございますか。

○石山委員 第1次の大綱と前・中・後期と推進計画を進めてきた中で、まだ1年残ってはいますが、これらの総括や検証がないと、次期の大綱の議論に入れなないと思いますので、大まかで結構ですでお示しただきたいと思います。

○内島委員長 これら1次大綱の検証結果というものはないのでしょうか？

○事務局 大綱は取組の基本指針としての理念的な部分ですので、具体的には前・中・後期と推進計画に基づいて進めております。前期が終了する段階でそれぞれの取組を振り返って、出来なかったものについては理由も踏まえて、次の中期推進計画に引き継いできています。後期についてはまだ1年残っていますので、検証はこれからとなります。

○内島委員長 ここまで9年間の進捗を出すのは難しいですか？

○事務局 細かな取り組みに関しては前・中・後期の推進計画を進めていく中で検証し報告してきました。今回ご議論いただく大綱の大筋の部分については、市として第1次より継続して取り組むべきものの判断しており、時代背景や国の指針などを考慮して例えば ICT の取組などを加えているものです。これらについて市民の視点でご議論を頂きたいと思います。

○内島委員長 後期推進計画の検証につ

いては示されていませんが、この素案が現況の進捗を踏まえたものになっているということですね。細かい部分については要請に応じて資料等出していただくということで宜しいですね。

○川江委員 「(中期財政計画の第3章) 収支不足の対処方策」と大綱の具体的取組がリンクしているということでしょうか。

また日常的に使用する平易な表現ではない部分に加えて、資料が多いので、どれを中心に見ればよいのでしょうか。

○事務局 今回ご議論いただきたいのは大綱、大枠の考え方の部分でございますので、第1次大綱と今回お示した素案とを見比べていただき、変わった部分や新たに加わった部分などをご覧頂き、大筋の部分でご意見を頂戴できればと存じます。

○北山委員 確認ですが、この委員会では大枠の大綱について議論するのであって、細かな推進計画の部分は議論の対象外ということに宜しいですね。

○事務局 ご発言の通り本委員会では大綱についてご議論いただき、推進計画については市の内部に設置される本部会議において決定していくものであります。ただし、本委員会の中で頂く様々なご意見については推進計画の参考し、反映可能なものについて反映させていきたいと思っております。

○北山委員 推進計画について進捗管理の上適宜見直していくということに宜しいでしょうか。

○事務局 推進計画の取組内容につきまして、出来なかったものについてはその理由についても検証し、場合によっては別のアプローチにするなどして次期の推進計画に引き継いでいく形をとっています。

○内島委員長 これらは第2次大綱の議論を進める中で、それぞれの取組が第1次大綱の中でどのように位置づけられ、そして推進されてきたのか確認するための資料、ということですね。

そのほかにも無ければ、資料2の財政資料、中期財政計画などに移ってまいります。

○石山委員 道内各市との比較資料について、北見市の順位をどのように捉えればよいのでしょうか？

○事務局 道内における北見市の順位という資料を出させて頂きました。中ほどの「財政収支比率」というのが財政全体の硬直化を示すものであり、一般的に必要とされる経費の割合を示すものです。北見市は真ん中より少し良い状況です。その右は借金、借入金を示す実質公債費率、一番右の将来負担比率は借入金のほか目に見えない負債なども加えた指標で、これは少し高い位置ですが、ハコモノや道路などの事業を積極的に行っている自治体では高くなります。北見市は面積が大きいので道路延長が長く、施設の数も多いので顕著です。相対的には北海道の平均的な都市ですが、全国的には下の方で、人口密度と面積の大きさの関係から全国ランクの下位を北海道が占める状況です。このように決して楽で

はないものの、だからと言って今すぐ夕張市のような状況になるというわけではありませんが、出来ることについてはきちんと取り組むべきと考えています。

○内島委員長 ご質問がなければ、続いて資料3の職員数・組織について如何でしょうか？

○事務局 資料について補足説明いたします。普通会計との標記についてですが、市の業務については税金等で賄う普通会計のほか、介護保険などの特別会計や企業会計のように特定の財源で賄うものがあります。市の財政に直接的に影響してくるのが普通会計という具合にご理解いただければと思います。

○西野委員 今後の職員数の推移についてはどうなりますか？

○事務局 中期財政計画の巻末 31 ページに第5次定員適正化計画を掲載しております。28年度に6名、29年度にさらに2名削減する計画です。これ以降については、今回策定する大綱に基づいた取組となります。そのためには組織の見直しなども必要となってきますが、今後検討して参ります。

○西野委員 退職される職員と新規採用職員の賃金の差というのはどの程度になりますか？

○事務局 年齢が高い職員だと諸経費を含め800万円程度、新卒だと250～300万円程度ですので新陳代謝でその差分が落ちて

いきますが、その間の層が昇給していきますので、総人件費としては年代層が変わっていくことにより若干減っている状況です。

○内島委員長 ご質問がなければ、続いて資料4のまちづくり協議会、合併検証関係について如何でしょうか？

特になければ次に進みますが、今後の議論経過に応じて、改めて質問がありましたらお願いします。

では、最後の資料5の行革に関する国の指針についてですが、如何でしょうか。こうしたものも意識しながら大綱策定を進めていかなくはなりません。ICTの活用などは第1次大綱でも盛り込まれていますが、こうした用語については市民の皆さんがご覧になることも考慮する必要がありますね。

○西野委員 人口密度の小さな地域までインフラ整備をしないといけないのが地方都市の課題ですが、インフラ整備におけるICT活用に関して国から指示等は在りましたでしょうか？

○事務局 様々ありますが、国で特に進めたいと考えているのは自治体同士のクラウド化、複数の自治体でのシステムの共同化が挙げられます。北見市に関しては全市的なシステム化、ネットワークは終了しており、総合支所、出張所等で構築済みで、どこでも一定の情報は取れる状況です。

○西野委員 今後の人口減少を考えたとき、投資が減少する中での生活レベルの維持においてICTの利活用は不可欠であり、行革においてもそうした観点が必要である

と思います。

○宮本副委員長 インフラの事故などの危機管理は対象業務になってきますか。

○事務局 危機管理については専属の部署と防災計画等に基づき進めているところであり、事務局としても大綱への位置づけについて想定していませんでしたが、市長部局の業務ですので、議論の中で必要であるのご判断であれば対象として加えていくことも可能です。この他にも情報漏えいなどの対策を行っており、大綱への位置づけの必要性についてご議論いただければと思います。

○川江委員 資料5の巻末で公営企業会計という言葉が出てきますが、一般企業の会計と大幅に違うのでしょうか。

○事務局 この国の指針の資料の中で出てくる企業会計ですが、通常どこの自治体でもガスや水道は公営企業法を適用しています。下水道事業について、北見市では同じく公営企業法の適用ですが、小規模自治体では特別会計による処理が多く、それを今後は公営企業に移行するように、という意味です。

なお、一般の企業で使う会計方式とは異なっており、少し特殊な会計です。

○川江委員 一般企業の会計に慣れていると、市の会計の仕組みというのが良く理解できない状況です。また、道内における順位はさほど重要でなく、健全か否かが重要だと思います。これらの指標の数値の計

算方法などの根拠が知りたく、これがないと大綱の議論に入れないので教えて下さい。

○事務局 市の会計は、その年度の収入と支出の現金ベースでの収支で決算されます。その中では地方債という公共事業などを行う際の借金の平準化や国や北海道などからの補助金もあるので分かりにくい部分はあると思います。一方、市では多くの資産を有しており、一般的には優良と言えますが、しかしながら道路や学校など処分できないものが数多くなっています。また、交付税については市税の状況により交付額が変わるなど、制度が全般的に複雑で、一言で表現するのが難しいです。今回ご提出した単年度の収支に関する数値については、国が定める一定の基準があり、危険な状況からほど遠いものの、それが即ち健全であるとも言いきれません。

○川江委員 民間とは資産計上の方法などが違うことは分かりましたので、分かりやすい資料として頂ければと思います。

○事務局 資料を用意して説明できるようにします。

○内島委員長 他にございますか。

○西野委員 公共施設のマネジメントについては、老朽化していく施設が増えていく中で重要度が増してくると思います。その中でランニングコストを抑えていく上では、住民が運営に参画していく仕組みづくりなども考えていかなければなりません。地域にとって必要なものなら理解は得られ

るものと思います。

○内島委員長 ご質問などは今後議論を進めていく中でも随時お受けしていきたいと思ひます。

9. その他(2)次回日程について

○内島委員長 では、次回以降、この素案についての具体的な審議に入り、4～5回の会議ののち11月を目途に答申していくこととして進めていきたいと思ひます。

【この後、次回会議日程について8月29日～9月2日のいずれか、18時より開催すべく調整することとなった。】

○内島委員長 では、事務局より何かありますでしょうか。

○事務局 費用弁償についてご説明いたします。

ご自宅から委員会会場まで交通機関等をお使いになった委員の皆様には、市の規定に基づき交通費を支給させていただきます。

お支払いにつきましては、報酬とともにご指定の口座に振込みとなります。

委員会の調査・審議に要する資料につきましては、可能な限り委員の皆様へ提供して参りたいと思ひます。

委員会開催時に限らず事務局まで申し出いただきたいと思ひます。

なお、提供依頼のあった資料につきましては、委員共通の認識により審議いただく

こととなりますので、委員全員に配付することとしております。

本日、欠席された委員の皆様についても、同様に、次回からの審議をいただくため、資料をお送りしたいと思ひます。

以上です。

○内島委員長 以上で、第1回行財政改革推進委員会を終了いたします。
